

みんなのゲンキ みんなで支える 国民健康保険

加入する人

社会保険・共済保険など職場の加入保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入しなければなりません。ただし、

一年間の収入が百三十万円未満（六十歳以上の人や障害者年金の受給要件に該当する場合は百八十万円未満）であれば、ほかの保険制度の被扶養者になれる場合があります。三親等以内の親族が会社などに勤めている人は、自分の収入を確かめてみましょう。

国保の運営

国保の事業を運営するのは市町村で、これを保険者といっています。保険者は、国保に加入している皆さんから納めていただく保険税などで医療費の支払いをし、国保事業の健全な運営を行います。

制度を支える国保税

国保の資格を得ると、国保税を納める義務が生じます。この税は、国や県の補助金とあわせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり、家族が亡くなったときの給付に充てられます。

ほかの市町村から転入した

ときや、ほかの健康保険をやめて国保の資格を得た場合、国保の資格と納税義務は、異動のあった日までさかのぼります。そのため、税金もその分さかのぼって納めていただくこととなります。国保に加入するには、ほかの健康保険の資格を失った日（または退職の日）を証明する書類などが必要ですが、

国保税の計算

国保税は国などの補助金とともに、国保の給付費用などにあてるための財源となっています。その年に予測される医療費から、国などからの補助金、病院などで支払う自己負担金を差し引いた分が保険税の総額となります。

これを皆さんの所得などに応じて割り振り、公平に負担していただくよう決められています。このため、税率などは毎年状況により決められます。なお、四十歳以上六十五歳未満の加入者の人は、介護保険分が上乗せされます。平成十八年度の税率等については、医療給付費分は、医療費の推移や社会情勢等を考

慮し据え置きます。また、介護保険分については、介護給付費の増加に伴う介護納付金が増加したことにより引き上げます。

【税率等】

	医療給付費分	介護保険分
所得割額	9.8%	2.0%
均等割額 (被保険者1人あたり)	26,000円	7,800円
平等割額 (1世帯あたり)	20,000円	4,500円
税額の上限	53万円	9万円

納税は期限内に

皆さんに納めていただく国保税は、特別な理由もないのに滞納すると、保険証を返還していただき、資格証明書を交付することになります。資格証明書では、医療費の支払い時にいったん全額を負担していただくこととなります。皆さんが安心して医療を受けられるようにするためにも、国保税は納期限内にきちんと納めてください。

増加する医療費

医療費は、年々増加の傾向

にあります。国保加入者の増加もありますが、ほかに次のことが原因と考えられます。

- 高齢者が増加し医療機関への受診割合が上昇したこと
- 医学・医療技術の進歩により医療費が高額化したこと
- 生活習慣病など長期治療の必要な慢性疾患患者が増加したこと
- 重複受診や医師の指示に従わないこと

大切な心がけ

皆さんのちょっとした心がけで、医療費の上昇をとめることができます。

こうした医療費の増加は、国保税の引き上げにつながります。国保税を上げないためにも、皆さん一人ひとりが日ごろから健康に気をつけて、医療費を大切に使うよう心がけましょう。

- 受診のときは保険証を忘れずに
- 薬をむやみに欲しがらない
- 病院めぐりはしない
- 家庭医をもつ
- 医師を信頼する
- 異常の具合をよく説明する
- 診療時間内に受診する